

## 平成26年第4回那須烏山市議会9月定例会（第7日）

平成26年9月17日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時37分

## ◎出席議員（18名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 相馬正典   | 2番  | 小堀道和  |
| 3番  | 滝口貴史   | 4番  | 矢板清枝  |
| 5番  | 望月千登勢  | 6番  | 田島信二  |
| 7番  | 川俣純子   | 8番  | 渋井由放  |
| 9番  | 久保居光一郎 | 10番 | 渡辺健寿  |
| 11番 | 高德正治   | 12番 | 佐藤昇市  |
| 13番 | 沼田邦彦   | 14番 | 樋山隆四郎 |
| 15番 | 中山五男   | 16番 | 高田悦男  |
| 17番 | 小森幸雄   | 18番 | 平塚英教  |

◎欠席議員 なし

## ◎説明のため出席した者の職氏名

|               |      |
|---------------|------|
| 市長            | 大谷範雄 |
| 副市長           | 國井豊  |
| 教育長           | 池澤進  |
| 会計管理者兼会計課長    | 羽石徳雄 |
| 総合政策課長        | 坂本正一 |
| 秘書政策室長        | 福田光宏 |
| 総務課長          | 清水敏夫 |
| 税務課長          | 小口久男 |
| 市民課長          | 大野治樹 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 樋山洋平 |
| こども課長         | 青木敏  |
| 農政課長          | 堀江豊水 |
| 商工観光課長        | 堀江功一 |
| 環境課長          | 雫友二  |

|        |         |
|--------|---------|
| 都市建設課長 | 高 田 喜一郎 |
| 上下水道課長 | 大 谷 頼 正 |
| 学校教育課長 | 網 野 榮   |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 新 一 |
| 文化振興課長 | 両 方 裕   |
| 代表監査委員 | 岡 敏 夫   |

◎事務局職員出席者

|      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 平 山 隆   |
| 書 記  | 塩野目 庸 子 |
| 書 記  | 藤 野 雅 広 |

○議事日程

- 日程 第 1 追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 2 議案第6号・議案第7号 条例の制定について  
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 3 認定第1号～第9号 那須烏山市決算の認定について  
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 4 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 5 意見書案第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について（議員提出）
- 日程 第 6 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書について（議員提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤昇市） おはようございます。9月定例会最終日です。本日も傍聴に足を運んでいただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等並びに代表監査委員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、去る9月8日に議会運営委員会を開き、日程を追加しました。内容はお手元に配付した議事日程のとおりです。

---

◎日程第1 追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇]

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員長であります平野加寿子委員の任期が11月29日をもって満了となりますことに伴いまして、新たな委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

今回、御勇退されます平野加寿子氏は、平成18年11月30日から2期8年間にわたり教育委員を務められております。昨年12月からは委員長としての重責を担われるなど、本市の教育行政の振興発展に多大なる貢献をされました。これまでの平野氏の御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、平野氏の後任といたしまして、今回、新しく阿久津昌子氏を教育委員に任命したいと考えております。阿久津昌子は、現在、市内の阿久津クリニックの院長として地域医療の発展に尽力をされております。また、栃木県立烏山高等学校の校医であるとともに、本市の乳幼児健診医としても御協力をいただいております。また、栃木県北健康福祉センター協議会の母子保健推進部会委員としても御活躍をされておられまして、本市こども館の子育てに関する研修会の講師を務めるなど、母子教育にも熱心に取り組んでおられます。

若さと熱意を持って新しい時代を開く教育改革を推進し、本市の特色ある教育施策の実現のための適任者といたしまして、阿久津氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いをするものでございます。

御審議をいただきまして御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番川俣純子議員。

〔7番 川俣純子 登壇〕

○7番（川俣純子） ただいま上程中の追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、私は任命同意する立場から賛成討論を行うものです。

新たに任命される阿久津昌子氏は、平成9年獨協医科大学卒業後、同年医師免許を取得され、同年に東邦大学大橋病院にて皮膚科研修を受け、平成11年に同大学病院内科に勤務されました。平成17年に、当市の金井町阿久津クリニックの院長になりました。現在は、地域医療でも活躍しているかたわら、栃木県立烏山高等学校の校医でもあり、本市の乳幼児健診医、こども館の子育てに関する研修会の講師を務め、母子教育にも取り組んでおられます。

また、御自身でも小学3年生、小学1年生、年中の3人のお子さまの子育て中であり、教育に実際に携わるお子さまがいるということで、これからの市の教育における大きな力になる方です。

したがって、阿久津昌子氏を教育委員として迎えることは、まさに生きた教育を検証している最高の適任者と考えるのであります。

議員各位におかれましても、私が述べた賛成の趣旨に同意いただけるようお願いを申し上げます。

ます。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 追加議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第2 議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 議案第6号から議案第7号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案は、去る2日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） 平成26年9月2日の本会議において、本委員会に付託された議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査結果を報告いたします。

去る9月11日木曜日に第2委員会室において、委員5名出席のもと、担当課長等の説明を受け、詳細について質疑を行いながら、慎重に審査を実施しました。

その結果、どちらの議案も全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、議案第6号については、子供の安心安全を第一に考え、認可の際には慎重に審査を行うこととされたい旨要望いたします。

以上をもって条例審査結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で委員長の報告が終わりました。

これより、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、委員長の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を申し上げます。

2012年8月に子ども・子育て3法が成立しました。これは税と社会保障の一体改革と称し、消費税増税と抱き合わせで進めたものであります。待機児童解消を名目に認定こども園や小規模保育、家庭的保育などを推進するとしておりますが、新制度導入に1兆1,138億円を消費税分から充てるとしておりましたが、7,000億円しか確保できておりません。また、当初、児童福祉法第24条1項による市町村の公的保育実施義務を全面削除しようとしたことが、小規模保育に対する国民の不安や反対運動のもとに2012年6月の3党修正協議により、第24条1項は残されたものであります。

しかし、この第24条2項が追加され、市町村の公的保育実施義務ではなく、保育の市場化に道を開く制度を本格的に推進する内容となりました。小規模保育など地域型保育事業の参入は、一部を除き保育士の資格が不要で研修だけでいいということになっております。保育士配置基準の緩和は、保育の質の低下はもとより、子供の命に直結する問題であります。今回、上程されている条例制定案は、この国の指定した基準に沿ってつくられたものであります。

それでは、それぞれ条例の内容によって反対の理由を申し上げます。まず、議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての反対討論であります。

本条例は、家庭的保育事業は、子ども・子育て新制度で新たに位置づけられたものでありますが、認定こども園と同様に児童福祉法第24条2項に位置づけられている直接契約による事

業であります。個人の家やビルの一角を改修するなどして、低コストで容易に設置できる保育として待機児童対策の切り札として推奨されております。本市の従うべき基準と参酌すべき基準は国の基準に合わせるとしております。

国の認可基準では、ほとんどの事業で保育の担い手は保育士の資格を必要とせず、研修のみでよしとなっております。保育士の資格を必要とするのは長期保育事業でA型、B型のみです。家庭的保育事業等の研修でよいとされる子育て支援員では、保育の低下が懸念されます。

2013年の1年間における死亡事故件数は認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっております。入所児童数から換算すると認可外は認可の実に45倍の発生率となっております。やはり保育の担い手は全ての事業において保育士資格とすべきであります。少なくない市町村が住民や保護者、教育事業者のよりよい基準で子育てをすべきという世論と運動によって、国基準を上回る基準がつくられたところもあります。

また、条例案の第6条の保育との連携では、連携施設を確保しなければならないとする一方で、ただし書きがあり、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等を行う家庭的保育事業等についてはこの限りではないとし、さらに附則の第3条で5年間の経過措置があり、連携施設の確保をしないことができるとあります。

家庭的保育事業等は、主な対象が3歳児未満であることから、集団保育体験など、保育内容の支援、保育者の病気などによる代替保育、卒園後3歳児以降の受け皿などの役割を担う連携施設の設定が求められています。必要な手立てが連携施設はかなりの負担となり、確保は難しい。そういう状況を踏まえて、本市は5年間の経過措置としています。

しかし、連携施設の確保ができないようでは、家庭的保育の日々の運営や卒園後3歳児以降の不安が解消されません。本市の保育所が積極的に連携施設となるなどして、不安を解消すべきであります。

第15条では、利用乳幼児に提供する食事は事業所内で調理する方法、第10条の規定により当該家庭的保育事業等の調理施設または調理室を兼ねている他の調理室において調理する方法を含む、により行わなければならないとし、第16条の食事の提供の特例では、搬入する方法として必要な調理のための加熱、保育等の調理機能を有する設備を備えなければならないと述べています。食事に関しては、自園調理を基本としながら、委託参入も容易にしております。

2歳児未満の子供が多いことを考えた場合、離乳食やアレルギー対策など、個々の子供に応じた丁寧な給食の提供が必要であります。認可基準として、調理室での自園調理と原則として調理員の配置も必須とすべきであります。

附則第2条には、2019年末まで5年間の経過措置があり、適用しないことができるとされており、適用引き延ばしをやめ、早急に対応を求めるものであります。第22条には、事業

の実施場所が出ていますが、子供の安全を考えて、事業の建物は原則2階までとし、それを超える場合には野外避難階段の設置を義務づけるべきであります。家庭的保育事業等の保育士配置と給食に関しては、現行認可保育所の基準と大きさに隔たりのある格差が子供の受ける保育の場に持ち込まれようとしています。

児童福祉法第1条2項には、全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないとうたわれております。認定こども園にも公立保育所と同様の基準適用を求めまして、第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての反対討論といたします。

次に、議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を申し上げます。1点目は、超過定員に関する問題であります。本条例案の第37条及び第22条で、利用定員は規則で定めるものとしております。定員を超えての入所は現行保育所も運用しており、子供と保護者に大きな負担をかけることとなります。待機児童対策は定員超過で対応するのではなく、保育所の新設によって対応することこそ基本とすべきであります。

2点目は、情報公開に関することであります。条例案第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条の特定地域型保育では、運営の不正を防ぐために財務諸表の公表を求めるべきであります。職員の常勤、非常勤の数、勤務年数、過去3年の退職者の数、保護者会の実施状況などについても公表すべきであります。

これらの担当は都道府県になったようではありますが、市町村レベルでも条例の運営基準にしっかりと明記すべきであります。財務諸表の公表は営利追求を正面にすえたような企業保育が増えることの中で、利潤率を5%以下にするといったように、給付費の用途制限を加えることも明記することが必要であります。

3点目は、保育料に関することであります。保護者が負担する保育料は国の基準では保育の質の向上を図る上で、特に必要と思われる経費、具体的には英語教育等のオプション保育に関する上乘せ徴収が保護者同意の上で容認されています。なお、給食費、おやつ代については保育費に含まれているということから、現行保育料に加算し、徴収は不要ということになりました。3歳児以上の主食代は現行どおり実費徴収となります。

保護者負担に帰すべきではない経費として、施設設備維持管理費、保育材料費と並んで人件費が挙がっています。上乘せ徴収品目としては、英語教育、絵画教室等が想定されますが、京都市等で行われている規定を踏襲すれば、人件費の徴収が発生しないようにすべきであります。

最後に、全ての子供が健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されるように求めまして、議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の制定について、反対討論を終わるものであります。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 議案第6号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長の報告のとおり決定することに、賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第2 議案第7号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数です。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎日程第3 （認定第1号～第9号）那須烏山市決算の認定について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 認定第1号 平成25年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第9号 平成25年度那須烏山市水道事業決算の認定についての決算認定の9議案を議題とします。

本案については、去る9日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号及び第5号の所管事項について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長久保居光一郎議員。

〔総務企画常任委員長 久保居光一郎 登壇〕

○総務企画常任委員長（久保居光一郎） 平成26年9月2日の本会議において提案され、

同月9日に本委員会に付託された平成25年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月11日午前9時から第1委員会室において、総務企画常任委員会の委員6名全員と、説明者として会計管理者、関係課長ほか関係職員の出席のもと、慎重に審査を行った結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

初めに総務課であります。効率的かつ効果的な組織の構築に努めたということであるが、その成果が見られない。その一因として、職員の削減による職務の負担増とそれによる疲弊感が挙げられる。職員のモチベーションが高まるような職場環境の整備に努められたい。

2点目であります。公有財産は、昨年度の公募により遊休普通財産の一部を売却していることは評価できる。今後も有効利用と適切な処分に努められたい。

3点目、職員の資質向上を図るために、職員研修は計画的かつ継続的に実施されているが、その研修の内容によっては、全職員で情報を共有することも含めて、さらなる有効活用を図られたい。

続きまして、会計課であります。歳計現金の管理運用については、金融情報等の調査研究を図るとともに、地方自治法等で認められている範囲内でその運用も視野に入れ、安全かつ有利な運用に努められたい。

議会事務局。地方自治法において、議会の図書館は必ず設置し、議員の調査研究に資するようにならなければならないとされている。本市の各種計画書等を含め、議員の調査研究に必要な書類等を配備するよう図られたい。あわせて、事務局側からも議会及び議員に対して、必要な情報等がさらに提供できるよう努められたい。

税務課であります。税の徴収にあっては成果が見られ評価ができる。しかし、現状に満足せず、市民の信頼を得るため、なお一層の努力を図られたい。

総合政策課。2点ございます。1点目、各種事業の早期実現とその成果を高めるためには選択と集中が必要である。新設された秘書政策室を中心に、事業の優先順位を見きわめ、効率的かつ効果的な政策及び事業が速やかに実行されるよう努められたい。

2点目、まちづくり団体支援事業は、その実績と成果を具体的に検証し、さらなる発展につなげられるよう努められたい。

以上で、総務企画常任委員会の決算審査結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、認定第1号から認定第5号の所管事項について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） 平成26年9月2日の本会議において提案され、9月9日に本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課、生涯学習課及び文化振興課の平成25年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、第2委員会室において文教福祉常任委員会の委員5名と説明員として関係課長ほか関係職員の出席のもと慎重な審議を行いました。

その結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課所管のもの。へき地医療の拠点となる熊田診療所においては、地域の医療を担うだけでなく、健康増進維持、疾病予防等のサポートをより一層進めるとともに、地域住民のふれあいの場、相談できる場、安心できる場になるよう努められたい。各診療所とも地域との信頼関係の構築に向け、さらなる努力をされたい。

健康福祉課所管のもの。集団検診の自己負担分の軽減を開始したとのことであり、受診率の向上への効果を期待するところである。検診の受診希望は個人の考えであるとはいえ、がん検診受診率の低さは懸念するところである。市も苦慮していることとは思うが、市民の健康維持、病気の早期発見、早期治療に結びつけるためにも、受診率向上に向け、さらなる普及啓発に努められたい。

急速な高齢化が進む中、地域での相互扶助がさらに重要となっている。地域相互扶助のふれあいの里事業を拡充されたい。

こども課所管のもの。発達障害、またはその疑いのある子供の増大は大きな問題である。現状を厳しく捉え、引き続き万策を尽くして対応されたい。

収入未済の保険料について、さらなる滞納繰越の縮小に努力されたい。

学校教育課所管のもの。教育委員会委員には学校行事への参加のみでなく、平時に学校訪問等を行っていただき、教育現場の現状を見ていただける機会をつくられたい。

スクールバスの運行は、子供の安心安全を考慮し、地区や学校によって格差がないよう公平に対応されたい。

生涯学習課所管のもの。B&Gプールの有効活用について、子供の学校教育の利用において不可欠となっているが、高齢者の健康維持にも有効活用されたい。

結婚相談員制度は、今後、相談員と意見交換をし、存続すべきかどうかも含め検討されたい。

武道館についてであるが、震災で被災してから3年半経過しているが、いまだにそのままであり、毎年地代の支出が発生している。次の武道館の整備方針を最優先に定められたい。

文化振興課所管のもの。歴史資料館に関しては、休館も視野に入れて現況の改善に努められたい。あわせて資料館の構想を外部委託しているとのことなので、一日も早く開館できるよう

努力されたい。

長者ヶ平遺跡への投資については、最小限の費用で効果の上がる整備とされたい。烏山城については、築城600年を迎えるにあたり、城跡の利活用を見据えた環境整備をされたい。その際、用地取得についても検討されたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、認定第1号、認定第6号から認定第9号の所管事項について、経済建設常任委員長長の報告を求めます。

経済建設常任委員長川俣純子議員。

〔経済建設常任委員長 川俣純子 登壇〕

○経済建設常任委員長（川俣純子） 平成26年9月2日の本会議において提案され、同月9日に本委員会に付託された農政課、商工観光課、環境課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の平成25年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会の委員6名全員と、説明員として関係課課長ほか関係職員の出席のもと、慎重な審議を行いました。

その結果、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

各課横断的なものとし、市の生き残りのために、農林水産業の6次産業化は必要不可欠である。市内に、市の特産品開発から販路構築までも幅広く総括できる実効性を持った部署をつくるべきではないかと考える。また、市役所だけでなく、農協、商工会、農家、さらには市内の商工業者も取り込み、市全体として継続して6次産業化に取り組める仕組みを構築されたい。

農政課所管のもの。就農者などを対象に5年後、10年後を見据えた調査を実施し、それに基づき中長期的計画を立て、市の基幹産業たる農業の生き残りに備えられたい。

商工観光課所管のもの。市内の消費拡大を図るべく実施された商品券発行业であるが、もともとある消費に商品券が充てられているだけになっていないかとの懸念がある。また、市内業者のための制度であるにもかかわらず、一部の業者からは使い勝手の悪さも指摘されている。当該事業のみにこだわることなく、各方面から施策を展開し、市内の消費が拡大される風潮を育てられたい。

環境課所管のもの。緑豊かな山々と美しい清流に囲まれた本市の里山の自然環境は、かけがえのない財産であり、資源である。しかし、残念ながらその価値は十分に認識されていないように思われる。学校を初め家庭や地域などであらゆる機会を捉え、啓発を行い、市民一丸となってこれを守り、育て、未来に引き継いでいく機運の醸成を図られたい。

都市建設課所管のもの。市営住宅の整備にあたっては、PFIなどの活用をし、でき得る限

り市の財政負担の圧縮を図られたい。あわせて、市内に戸建て、アパートを問わず活用されていない状態の空き家が多く存在するのを鑑み、家賃補助制度などの民間の空き家を活用した住宅行政のあり方も検討されたい。

上下水道課所管のもの。上水道の有収率については対前年度比では約5%向上させたことは評価をする。依然としてしかし、68.5%と低い水準にある。このことも事実である。現在作成中の老朽管の更新計画を速やかに完成させ、これに基づき、さらなる有収率の向上に危機感を持って取り組まされたい。なお、計画の作成、遂行にあたっては費用対効果も十分に勘案されたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第9号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） ただいま上程されております平成25年度決算、認定第1号から認定第9号までの9議案のうち、認定第1号 平成25年度那須烏山市一般会計のうち、私が参加しております常任委員会所管以外のものについて、認定第2号 国民健康保険特別会計のうち事業勘定、認定第4号 後期高齢者医療保険特別会計、認定第5号 介護保険特別会計の4議案について、公正で民主的な市民が主人公の市政を目指す立場から、行政のさらなる努力と改善を期待しまして反対討論を行います。

平成25年度の市の一般会計は、歳入で126億62万4,133円で、歳出は121億60万3,105円であります。まず、歳入の面では、この市税の中で収入未済額が5億5,851万6,669円あります。市税の調定額の12.11%にも達しております。この収入未済額の大部分が固定資産税の滞納繰越分が多数を占めており市政の大きな課題となっております。早期解決を求めるものであります。

また、保育料1,115万9,420円の収入未済額、前年度よりは減額努力はされておりますけれども、この解消に努めていただきたいと思います。さらに、幼稚園使用料7万2,000円の収入未済額があります。解決に努力を求めるものであります。

深刻な不況のもとで税収が伸びない中、行政運営にあたっては、単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、負担金を国、県に強く求めていると思います。

行財政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、市民サービス向上のために進める真の行政改革を求めるものであります。

歳出の面では、那須烏山市が誕生いたしまして9年を経過いたします。平成25年3月には、平成25年度から平成29年度までの5カ年間のまちづくりの指針となる那須烏山市総合計画後期計画を策定いたしました。この計画では、人口減少、防災、地方分権を視点とするチャレンジプロジェクト5を設定し、優先的に取り組むこととしており、豊かな自然環境や伝統、歴史文化を守り、市の活力やにぎわいを創出し、住みやすい環境づくりを進めていくものとしております。

平成25年度は、後期計画の初年度にあたりまして、市民各位の御理解と御協力のもとに執行されたものであります。しかしながら、平成25年度が後期計画に基づき市民が安全安心に暮らせるまちづくりを進めるとし、その目玉として市民との知恵と協働のまちづくりとして、JR烏山線の沿線整備観光振興対策や中央公園整備などに11プラス2の各委員会や検討委員会を立ち上げて、各種まちづくりプランの策定と事業の推進を図ることとしておりましたが、いまだにこの11プラス2の各種委員会がどのように設置されて、各種まちづくりプランがそれぞれどのように策定されたのか。それに基づく事業がどのように進捗を図っているのか示されていないのが現状であります。市民に情報を公開し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮して、那須烏山市の将来を見据えた方針を立て、文字どおり市民との知恵と協働のまちづくりを進めるように改めて訴えものであります。

このような情勢のもとで、平成25年度は厳しい財政のもと、災害復興を最優先するとともに、特に平成26年3月開始した那須烏山市消防庁舎整備や市道整備事業が進められたところであります。依然として財政運営は厳しさが予想され、財政運営は無駄をなくし、効率的な財政執行を図るよう、まちづくりにつきましても住民が主人公、市民の願い、要求に応えるまちづくりを進めていただきたいと思います。

安倍内閣のもとで、国の構造改革路線が引き続き進められ、社会保障の切り捨て、労働法制の規制緩和による賃下げ政策などにより、ますます都市と地方の格差が広がっております。さらに消費税増税と一体の大企業へのばらまき政治は、社会保障のため、財政再建のためとい

う彼らの増税合理化論すら壊す結果となっております。

このような中でありますが、要望といたしまして、本市の商工業をめぐる情勢は深刻であります。市内の商工業を守る対策、若者等を中心として労働者の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思っております。中心市街地活性化対策につきましても、地元商店街を中心に対策を強めていただきたいと思っております。

農業の分野でも、T P P参加など農業存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるように求めているとさせていただきます。T P P参加はとりやめるように要望いたします。本市独自の農政と営農集団育成を図り、中山間地の農業を守り、所得保障と価格保障、生産者の経営が成り立つ後継者の育つ農業行政を要望いたします。

各種団体の補助金、交付金の中でも、活動の実態の見えないものがありますので改善を求めます。

税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをされている市民生活を考え、市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるよう奮闘を求めます。

行財政運営執行にあたりましては、市民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリを打破し、無駄のない市民に信頼される行財政執行を求め、一般会計の反対討論のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国民健康保険事業を充実させる立場で反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担の大幅な切り下げを初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている市民納税者の国民健康保険税の課税が耐え切れず、徴収が大変になっているのが実情であります。

そのような中で、平成25年度の国民健康保険税の収入未済額は2億2,502万6,818円であり、実に調定額の20.23%にも達しております。これらの抜本的な解決を求めます。

平成25年度の滞納世帯は平成25年度決算末で379件に達しております。資格証明の発行は平成25年度末で82世帯、短期保険証は256世帯にも達しております。さらに、平成20年度から後期高齢者医療制度の導入がされまして、75歳以上の高齢者の医療現場での締め出し、差別医療が問題となっております。65歳以上の高齢者から保険料を年金から天引きするようになりました。

さらに、本年4月からは70歳から75歳未満の自己負担が現役並み所得者が3割負担、そして、それ以外は2割負担に引き上がったところであり、このように高齢者に負担ばかりを押しつける社会保障を切り捨てるような政治に反対いたします。

憲法に基づく社会保障、皆保険としての低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証の発行による保険証の取り上げはやめるべきであります。本来の国民健康保険事業に立て直す立場から、第1に国民健康保険事業については国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻すよう強く働きかけていただきたいと思います。

第2に、国民健康保険事業が命にかかわる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰り入れを行って負担軽減を図っていただきたいと思います。

第3に、疾病の予防充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むように求めるものであります。

第4に、国の医療制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業に取り組む立場から、憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むように求めるものであります。

次に、後期高齢者医療制度特別会計につきまして討論を行います。高齢者の命と健康が安心して保障される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。たび重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者の締め出しが重病傾向化する深刻な社会問題となっております。

お年寄りいじめの悪政は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算についても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療制度をなくし、高齢者を含めた国民の命と健康を大切にする医療制度に改めるべきであります。

第2に、予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたいと思います。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたいと思います。

第4に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めるようお願いをいたします。

収入未済額が60万9,338円あり、解決を求めます。

最後に、介護保険特別会計決算について、高齢者に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改革する立場から反対討論を行います。

発足当時から介護保険の問題として、介護認定を受けた利用者が介護サービスの1割負担が重いために、必要な介護サービスを辞退している実態があります。また、介護保険料の引き上げ、高齢者、低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。

特に、本年6月18日には、税と社会保障の一体改悪の一環として、地域医療介護相互確保推進法が成立し、要支援は介護保険給付から外され、市の包括支援事業に移されました。また、施設入所対象者は要介護3以上に制限、また、一定所得以上の利用料を2割に

引き上げる介護保険制度の大改悪を強行しております。

本市の高齢化が進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療、介護、福祉、住まい、生活支援サービスを総合的に進める本市の包括的地域包括システムの確立を早急に図り、必要な医療、介護、高齢者福祉が推進できるように全力を挙げて取り組むように求めるものがあります。

介護保険制度がたび重なる改悪をされている中で、当市におかれましても、介護保険事業を強める立場から、介護保険、介護サービス基盤の整備を図り、施設入所者待機待ちをなくし、介護認定を受けた方が必要な介護サービスが安心して受けられるように、保険あって介護なしと言われないように、改めて介護保険制度の充実強化を求めるものであります。収入未済額が629万2,850円あり、解決を求めるものであります。

以上、述べてまいりましたが、今後の行財政運営にあたりましては、引き続き地方の景気低迷の中、税収不足の折、住民が主人公の立場に立って無理無駄をなくし、健全財政への努力を図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で推進をしていただきたいと思います。さらに、市民が安心安全な災害に強いまちづくりに進められるよう、期待をいたします。

市長を初め市職員の行財政改革、意識改革を求め、より一層の努力を期待いたしまして反対討論のまとめといたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番渡辺健寿議員。

〔10番 渡辺健寿 登壇〕

○10番（渡辺健寿） 私は、認定第1号 平成25年度一般会計決算の認定から、認定第9号 平成25年度水道事業会計決算の認定についての9議案全てを認定すべきとの立場から、賛成討論を行うものであります。

平成25年度決算審査は、全議員により総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託された後に担当課の詳細な説明のもと、審査が行われました。結果は、先ほど各常任委員長より、平成25年度決算は全て認定すべきものと報告されたとおりであります。

平成25年度決算における一般会計の歳入は126億62万円余であります。前年対比マイナス10.7%、歳出は121億60万円余であります。同じくマイナスの10.7%であり、一般会計、特別会計、水道事業会計の歳入総額は203億7,339万円余、歳出総額におきましては197億2,643万円余で、いずれも前年対比で圧縮され、減額された決算となっております。極めて厳しい財政状況の中で、安全安心を目指した教育環境、福祉などの重点施策を市民の生活優先で推進するために、事務事業の見直し、簡素で効率的な行財政の運営が重要と思われまます。

ますますの高齢化、人口の減少を見据えて、健全で安定した財政運営を確立するよう、執行部、職員が一体となり、市民の幸せづくりのために邁進されることを願い、各会計の決算認定に賛成いたします。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。認定第1号 平成25年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成25年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成25年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成25年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成25年度那須烏山市水道事業決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### ◎日程第4 請願書等審査結果の報告について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 請願書等審査結果の報告についてを議題とします。

各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長久保居光一郎議員。

〔総務企画常任委員長 久保居光一郎 登壇〕

○総務企画常任委員長（久保居光一郎） 去る9月2日の本会議において、本委員会に付託されました陳情書第4号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回について及び陳情書第5号 集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情の審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

去る9月11日に第1委員会室において、委員6名出席のもと審査を行いました。両陳情書とも陳情者の趣旨は理解できるが、世論が分かれている現状にあっては、今後の情勢を見守るべきであるとの意見が多く、慎重に審査を行った結果、全会一致で継続審査とするとの決定に至りました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、文教福祉常任委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） 御報告申し上げます。

去る9月2日の本会議において、文教福祉常任委員会に付託されました請願書第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について及び陳情書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について、その審査の経過と結果について報告いたします。

9月11日第2委員会室において、委員5名出席のもと、慎重に審査を行いました。まず、請願書第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書についてですが、切実で正当な願いは理解できるものであるとの意見により、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情についてですが、趣旨は賛成できるとの意見により、全会一致により採択すべきものと決定しました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、経済建設常任委員長川俣純子議員。

〔経済建設常任委員長 川俣純子 登壇〕

○経済建設常任委員長（川俣純子） 去る9月2日の本会議において、本委員会に付託されました請願書第2号 石有大堀北線及び大堀の整備について及び陳情書第6号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書の審査、その経過と結果について御報告申し上げます。

まず、請願書第2号 石有大堀北線及び大堀の整備についてですが、9月11日に委員全員で興野市内の現地に赴き、請願書提出者からの説明を受けながら調査をいたしました。これを踏まえ、その後、議員控室において、慎重に審議を行いました。その結果、請願書の趣旨は納得できるものであり、また、地権者からの了解は既に得ていることもあり、全会一致により採

択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情書第6号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書についてです。同じく9月11日に委員全員出席のもと、議員控室において陳情書提出者の説明を受けた上で慎重に審査を行いました。これについては、委員会内さまざまな意見があり、さらに慎重な審議が必要であるとの結論に達し、今回は継続審査といたしました。

以上で、審査結果の報告を終わりにいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、各委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、委員長の審査結果報告について討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。日程第4 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会から審査結果報告のあった陳情書第4号については、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第4号 総務企画常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定いたします。

次に、陳情書第5号について、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第5号について、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

た。

次に、請願書第1号について、文教福祉常任委員会委員長の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、請願書第1号について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、決定いたしました。

次に、陳情書第3号について、文教福祉常任委員会委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第3号については、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願書第2号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、請願書第2号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情書第6号について、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第6号について、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

---

◎日程第4 意見書案第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 意見書案第1号についてを議題といたします。

意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） ただいま上程となりました意見書案第1号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

手話は聾者にとっては日常的な言語であり、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であります。過去には手話は聾学校では禁止され、社会では使うことを差別されてきた長い歴史もありました。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であると明記され、日本政府は本年1月に障害者権利条約を批准しました。ついては、先ほど報告いたしました文教福祉常任委員会で審査した請願書の採択を踏まえ、手話が音声言語と対等な言語である事を広め、聾者が、手話で情報獲得とコミュニケーションを図ることができるよう、「手話言語法（仮称）」制定を求めめるため、関係行政庁に意見書を提出するものです。

以上で提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより本案の質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、意見書案第1号に対する討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり関係行政庁宛てに提出することに決定いたしました。

◎日程第6 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 意見書案第2号についてを議題といたします。

意見書案第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。

文教福祉常任委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） ただいま上程となりました意見書案第2号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということが確認されており、国の法的責任は明確になっております。ウイルス性肝炎患者の医療費助成では、対象医療が限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っております。

特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ず、就労不能による生活困難も来している状態にあります。ウイルス性肝硬変、肝がん患者への生活支援の実現、特に医療費への助成は一刻の猶予もない課題であります。

ついては、先ほど報告いたしました文教福祉常任委員会で審査した陳情書の採択を踏まえ、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求めるため、関係行政庁に意見書を提出するものです。

以上で、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより、意見書案第2号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり関係行政庁宛て提出することを決定いたしました。

○議長（佐藤昇市） これをもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 第4回那須烏山市議会定例会の閉会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月2日を初日といたしまして、本日まで16日間にわたりまして慎重審議をいただきました。上程をさせていただきました議案も、原案どおり可決、御決定をいただきましたことは、まことにありがたく、心より感謝、お礼を申し上げる次第であります。審議の中でいただきました御意見、御提案につきましては、今後の行政に十分心して努めたいと存じております。

特に、議員各位から御質問を賜りました人口減少問題は、本市にとりまして喫緊の最重要課題であります。市民の誰もが自分の住むまちが縮小することなど望んでおりません。人口減少に歯どめがかかり、まちの復活を期待をしているからであります。

消滅可能性都市として公表を受けた当市は、衝撃的な内容ではありますが、真摯に受けとめ真に有効な対策を待ちの姿勢ではなく、攻める気持ちを持ってこの問題に立ち向かうべきと考えております。

今期定例会でも、議員各位から建設的な御意見、御提言をいただきました。本市は他の自治体にも負けない地域資源、観光資源、文化資源等の宝庫であると考えております。これらの資源を十二分に活用しながら、若い世代の視線に立ちつつ、スピード感を持って、次世代間をつなぐ施策を着実に実施をすることによりまして、安全で安心な魅力あるまちづくりを実現をしていくことが、人口減少の歯どめにつながっていくものと信じております。

一方、政府は50年後に1億人程度の人口を維持、この目標を掲げております。先週12日にまち・ひと・しごと創生本部を開催いたしまして、総合戦略、長期ビジョン等についてその方向性について協議をされたようであります。

さらに、過日の市長会において、人口減少対策検討会議の設置を緊急提言をさせていただきました。早速栃木県市長会、町村会におきましても、副市長、副町長等で構成する人口減少問題研究会を設置し、対応策を検討することといたしておりますことから、今後にあっては、国、県と連携を図りながら、この問題に取り組むことが大切であると考えております。

さて、来月4日土曜日から7日火曜日までの4日間、ねんりんピック栃木2014が「咲かせよう！長寿の花を栃木路で」をテーマに開催されます。栃木県内14市6町の会場におきまして、24種目が開催されまして、本市においては俳句交流大会の会場となっております。

このような全国レベルのイベントを本市で開催をいたしますことは、観光振興、地域経済の活性化施策につながりまして、観光人口、交流人口の増加やその経済効果は計り知れないものがあると考えております。

おもてなしの心を大切に、訪れる方々と市民の交流によって、また、訪れたいな、住んでみたいなと思っていただけるよう、そして、地域活性化につながるよう、オール那須烏山体制で取り組んでまいりたいと考えております。

昨日、関東地方に震度5弱の地震が発生いたしました。被災をされました皆様方にはお見舞いを申し上げます。本市は震度3でございました。このように災害、いつ発生するかわからない気象情勢でございます。

9月は大型台風が襲来をしやすい時期でもございます。このところの気象状況を見てまいりますと、各地おきまして局地的な集中豪雨、数十年に一度の大雨特別警報が発令されるなど、全国的な大気が不安定な状況にありますことから、いつどこで災害が発生しても不思議ではございません。

したがって、市民の命を守ること、安全確保、これを第一とした防災、減災対策。特に危機管理対策が重要であります。明日18日、第2回災害対策会議を開催いたしまして、消防本部、烏山警察署などの関係機関を集め、大規模災害時の対策を再確認をするとともに、本市内の特に危険箇所点検の実施について協議をすることといたしております。

さて、いよいよ本格的な秋を迎えようとしております。各地域の運動会、文化祭、教育、福祉分野を初めとした行祭事が各地で開催をされます。議員各位におかれましては、何かと御多用、御多忙の折とは存じますが、御参画をいただきまして激励のお言葉を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

9月に入りまして、暑さも大分和らいでまいりました。季節の変わり目、大変体調を崩しや

すい時期でございますので、どうぞ御健勝にて御活躍を賜りますことを念願をいたしますとともに、今期定例会、無事閉会となりましたことを重ねて感謝を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

---

○議長（佐藤昇市） 以上で、9月2日から本日までの16日間にわたりました定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

これで平成26年第4回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

[午前11時37分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年12月4日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 望 月 千 登 勢

署 名 議 員 田 島 信 二